

# 入院のしおり

Information for Inpatient



医療法人社団 坂梨会  
阿蘇温泉病院



# 阿蘇温泉病院

## 基本理念

よりよき人間性を

よりよき環境を

よりよき医療・介護を

## 基本方針

- ❀ 患者様と利用者様の人格と尊厳を重んじます。
- ❀ 常に敬語と笑顔で応対します。
- ❀ 自己研鑽につとめ人間性を高めます。
- ❀ お互いに信頼される人間関係を構築します。
- ❀ 医療・介護のプロとして誇りと自覚を忘れません。
- ❀ 快適な医療・介護環境の提供を目指します。
- ❀ 常に整理整頓を心がけ清潔を保ちます。
- ❀ 施設周辺の美化に取り組みます。
- ❀ 分かりやすい説明を行い、質の高い医療・介護を目指します。
- ❀ 地域の医療機関や介護事業所等と連携し最適な医療・介護を提供します。



# 入院中の生活について

「入院のしおり」は皆様が安心して快適な療養ができますよう、入院中の生活に必要なことが書かれています。ぜひ目を通していただきますようお願いいたします。

## ✿ 食事について

食事は患者の皆さまの病態に応じ、医師の指示に基づき病院が用意します。  
入院期間中は医師等の指示・指導がある場合を除き、病院の食事を召し上がっていただきます。

### ◇食事時間(配膳開始)

朝食は8:00～

昼食は12:00～

夕食は18:00～



## ✿ 消灯時間について

消灯時間は午後9時となっております。  
患者様への電話なども緊急の場合を除き、午後9時以降はお控えください。

## ✿ 面会時間について

**午前10:00～12:00 / 午後14:00～21:00**

患者の皆さまの安静を保つため面会時間をお守りください。

- ◇面会を希望される方は、看護師に申し出てください。
- ◇病状や治療のため、面会をお断りする場合がございます。
- ◇発熱・せきなど体調不良の方の面会はお遠慮ください。
- ◇詳細についてはナースステーションにてお尋ねください。

原則として、患者様の入院の有無・症状等について電話での問い合わせにはお答えできません。  
あらかじめ家族や関係者の方にお知らせいただきますようご協力をお願いいたします

# 入院生活における注意事項

病院では、たくさんの患者様が共同生活を送っておられます。次の注意事項を守りましょう。

## 🍀 現金、貴重品について

- ◇病院には多数の方が出入りされますので、紛失や盗難防止のため現金や貴重品はお持ちにならないようお願いいたします。  
万が一盗難や紛失された場合の責任は負いかねます。
- ◇貴重品保管につきましては2階患者様食堂に貴重品ロッカーを設置しておりますのでご利用下さい。

## 🍀 病院および病院の敷地内では喫煙・飲酒は禁止です

- ◇当院では健康増進法に基づき、患者様ご自身の健康と周囲の方への受動喫煙の防止並びに火災予防と院内環境整備の一環として病院の建物内及び敷地内は禁煙です。
- ◇院内での飲酒は禁止しております。守られない場合は退院していただく場合があります。

## 🍀 火災予防について

- ◇当院では、スプリンクラー設備などを設置しており防災にも十分に配慮しています。
- ◇非常口は緑色の表示灯で表示しています。各自あらかじめご確認ください。
- ◇緊急事態発生時は院内の放送及び職員の誘導・指示に従ってください。

## 🍀 電話について

- ◇携帯電話は医療機器の誤作動の原因になりますので、使用可能な場所以外でのご使用は控えて下さい。  
※使用可能な場所・・・外来(玄関ホール・待合室)、各病棟(食堂兼談話室)  
**マナーを守ってご使用下さい。**
- ◇公衆電話は各病棟に設置しています。(テレホンカードの利用はできません。)



## ✿ 個人情報の取り扱い

- ◇入院中に知り得た個人情報の取り扱いは院内の規制に従い適正に行います。病室入口の名前表示や面会・電話の取次ぎ等について希望されない場合は看護師に申し出下さい。

## ✿ おむつ・紙パンツについて

- ◇病院指定の紙パンツ・布おむつを使用します。

## ✿ 持ち込み禁止について

- ◇個人のテレビやスピーカーの持ち込みは禁止です。  
希望があれば病院のテレビを貸し出し、イヤホンでの利用となります。

## ✿ 外出・外泊を希望される場合

主治医の許可が必要になります。外出・外泊許可願いを記入し、提出して下さい。  
**外出・外泊時に他医療機関を受診することは原則として出来ません。**  
患者さま又はご家族の方が代理で他医療機関に受診することのないようにお願いします。ただし、主治医の判断により他医療機関に受診が必要となった場合はこの限りではありません。その場合、事務手続きの情報提供として「診療費に関するお願い」の用紙が必要となります。かかりつけの病院から処方されているお薬がなくなってしまう等は必ず主治医にご相談ください。

## ✿ 各病棟直通電話

入院患者様へのお電話は各病棟の下記直通電話にお願い致します。

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 【2階西病棟】0967-32-1947 | 【2階東病棟】0967-32-3739 |
| 【3階西病棟】0967-32-3345 | 【3階東病棟】0967-32-3343 |
| 【4階西病棟】0967-32-5103 | 【4階東病棟】0967-32-5102 |
| 【産婦人科棟】0967-32-5105 | ※各病棟の公衆電話に繋がります。    |

※入院時の手続きやお持ちいただくもの、入院費のお支払いについては別紙「入院にあたって」をご参照下さい。



# 料金一覧表(実費部分)

以下の実費については、診療報酬とは別に患者様が直接負担していただきます。

## 洗濯代・おむつ代等

洗濯代(業者委託)	1kg	440円(水洗い可能なもの)	※仕上がり時の重さです。
洗濯機使用	1回	200円	
乾燥機使用	1回	100円(30分)	
紙オムツ	※別紙「CS紙オムツセットのご案内」をご参照ください。		
バスタオル	1枚	100円	

※おむつ代・バスタオル代が外部委託になります。

※消費税含む

※2014年10月1日より紙オムツが外部委託になりました。別紙のご案内をご参照ください。

## 理美容代について

シャンプー 600円	カット 1500円	丸刈り 1050円
パーマ 3300円	ヘアダイ(カット・染毛剤込み) 4400円	
(組み合わせはそれぞれの合計金額)		

※消費税含む

※営業時間:10:00~15:00【月ごとに休みが異なります。】

ご利用の際は各病棟ナースステーションへご連絡もしくは内線番号273になります。



# 高額療養費等の費用について

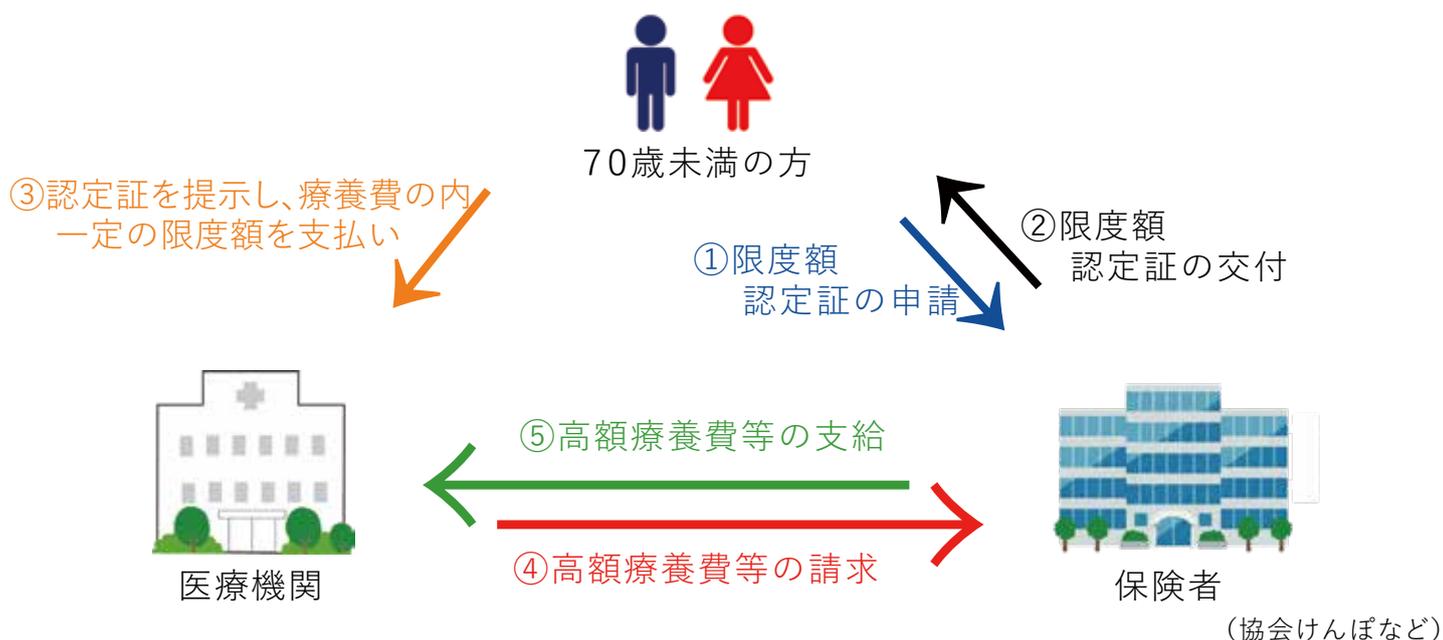
## 1. 高額療養費制度とは

1ヶ月の保険診療費が一定金額(所得に応じて異なる)を超えますと、高額療養費の制度が受けられます。70歳未満の方は加入されている健康保険の窓口で**あらかじめ『限度額適用認定証』の手続き(下図A)**をされ、病院の窓口にご提示いただきますと一定金額(次ページの2を参照)を超えた分については自己負担額が控除されます。(70歳以上の方は、すでに自己負担限度額でのお支払い制度が適用されていますので、手続きの必要はありません。)また一旦全額をお支払いされた場合は払い戻し制度を受けることも出来ます(次項上図B)。その場合は、加入されている健康保険の窓口にて手続きを行うと一定金額を超えた分が払い戻されます。

【高額療養費支給の流れを図示】

※70歳未満の方が入院した時の高額療養費の支給の方法があります。

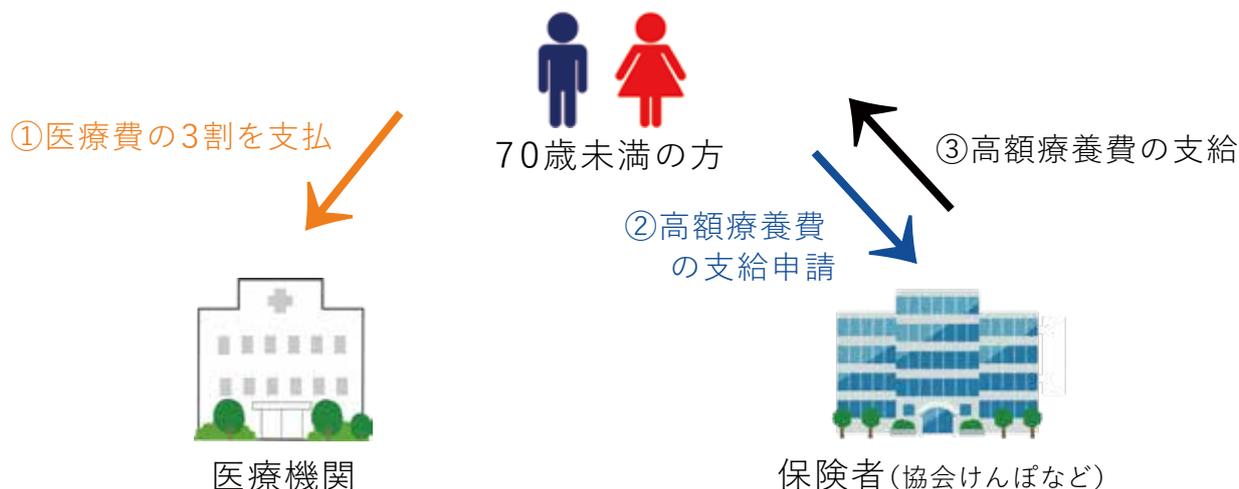
### A. 限度額適用認定証を使用(保険窓口で事前の申請が必要)



上図①の手続きには以下のものが必要になります。

- ・限度額適用・標準負担額減額申請書
- ・印鑑(認印で結構です)
- ・保険証
- ・市区町村が発行する非課税世帯を証明するもの(低所得者の場合)

B. 一旦支払った療養費の払戻しを受ける場合(事前の申請は不要)



上図②の手続きには以下のものが必要になります。

- ①領収証 ②印鑑 ③保険証 ④預金通帳

## 2. 高額療養費(入院・外来)の自己負担限度額について

### 【70歳未満】

平成27年1月1日から高額療養費制度においてご負担いただく医療費の限度額が所得に応じて見直されます。

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額 (3回目まで)	3月以上ご負担いただいた方 (4回目から)※2
①	年収約1,160万円～の方 健保:標準報酬月額83万円以上の方 国保:年間所得(※1)901万円超の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	140,100円
②	年収約770～約1,160万円の方 健保:標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保:年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	93,000円
③	年収約370～約770万円の方 健保:標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保:年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
④	～年収約370万円の方 健保:標準報酬月額28万円未満の方 国保:年間所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税の方	35,400円	24,600円

※1 ここていう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書所得」)

※2 高額療養費を申請される月以前の直近12ヶ月の間に高額療養費の支給を受けた月が3ヶ月以上ある場合は、4ヶ月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

■世帯の所得区分に関しては、市区町村役場にご確認下さい。

## 【70歳以上】

表2：70歳以上の1ヶ月当たりの自己負担限度額

世帯の所得区分		外来のみ (個人ごと)	自己負担限度額 (1ヶ月あたり)	食事代(1食)
現役並み	年収約 1160 万円～ 標報 83 万円以上 課税所得 690 万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% 〈140,100円※1〉		460 円
	年収約 770 万円～約 1160 万円 標報 53～79 万円以上 課税所得 380 万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1% 〈93,000円※1〉		460 円
	年収約 370 万円～約 770 万円 標報 28～50 万円以上 課税所得 145 万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1% 〈44,400円※1〉		460 円
一般	年収 156 万円～約 370 万円 標報 26 万円以下 課税所得 145 万円未満	18,000円 年間上限144,000円	57,600円 〈44,400円※1〉	460 円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	210 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)	8,000円	15,000円	100 円

※1 過去12ヶ月以内に3回以上の高額療養費該当月がある場合の4回目以降の自己負担限度額

※2 低Ⅰは年金収入80万円以下等が該当

### 〔事務手続きの注意事項〕

- ・低所得者に該当する方のみ事前に『限度額適用・標準負担減額認定証』の申請が必要ですので、必ず当月中に申請を行い、手続き後すぐに医療機関の窓口にご提示ください。
- ・申請する窓口は加入されている保険の種類によって、以下のとおりになります。
  - 国民健康保険・・・市役所・町村役場
  - 全国健康保険協会健康保険・・・全国健康保険協会の各支部
  - 組合保険・共済保険・・・各保険者の窓口
- ・70歳以上の現役並み所得者(負担割合:3割)と一般(負担割合:1割)の方は、表2に記載されたとおりですので、事前に申請する必要はありません。

### 〔低所得者について〕

- ① 住民税非課税世帯 低Ⅱ(限度額適用・標準負担減額認定証 区分Ⅱ、適用区分C)  
住民票上の世帯全員が住民税非課税の方。
- ② 住民税非課税世帯 低Ⅱ(限度額適用・標準負担減額認定証 区分Ⅰ、適用区分C)  
住民票上の世帯全員が住民税非課税の方で、かつ次のどちらかの要件を満たす方。  
〔1〕全員の所得が0円の世帯の方(年金収入80万円以下)  
〔2〕老齢福祉年金受給中の方



## 70歳以上の医療療養病床に入院される場合の費用負担早見表

表3：入院医療の必要性が高い方

(人工呼吸器、静脈栄養などが必要な方や難病の方など)の費用負担額

世帯の所得区分		一部負担金(1ヶ月あたり)	食事代(1食)
現役並み	年収約 1160 万円～ 標報 83 万円以上 課税所得 690 万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% 〈140,100円※1〉	460 円
	年収約 770 万円～約 1160 万円 標報 53～79 万円以上 課税所得 380 万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1% 〈93,000円※1〉	460 円
	年収約 370 万円～約 770 万円 標報 28～50 万円以上 課税所得 145 万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1% 〈44,400円※1〉	460 円
一般	年収 156 万円～約 370 万円 標報 26 万円以下 課税所得 145 万円未満	57,600円 〈44,400円※1〉	460 円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	210 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)	15,000円	100 円

※1 過去12ヶ月以内に3回以上の高額療養費該当月がある場合の4回目以降の自己負担限度額

表4：表3に該当されない方の食費・居住費の費用負担額(※一部負担金は表3と同じ)

区 分	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
現役並み所得者	460円	370円
住民税課税世帯 一般	460円	370円
住民税非課税世帯 区分Ⅱ (※長期該当)	210円(※210円)	370円
住民税非課税世帯 区分Ⅰ (※老齢福祉年金受給者)	130円(※100円)	370円(※0円)

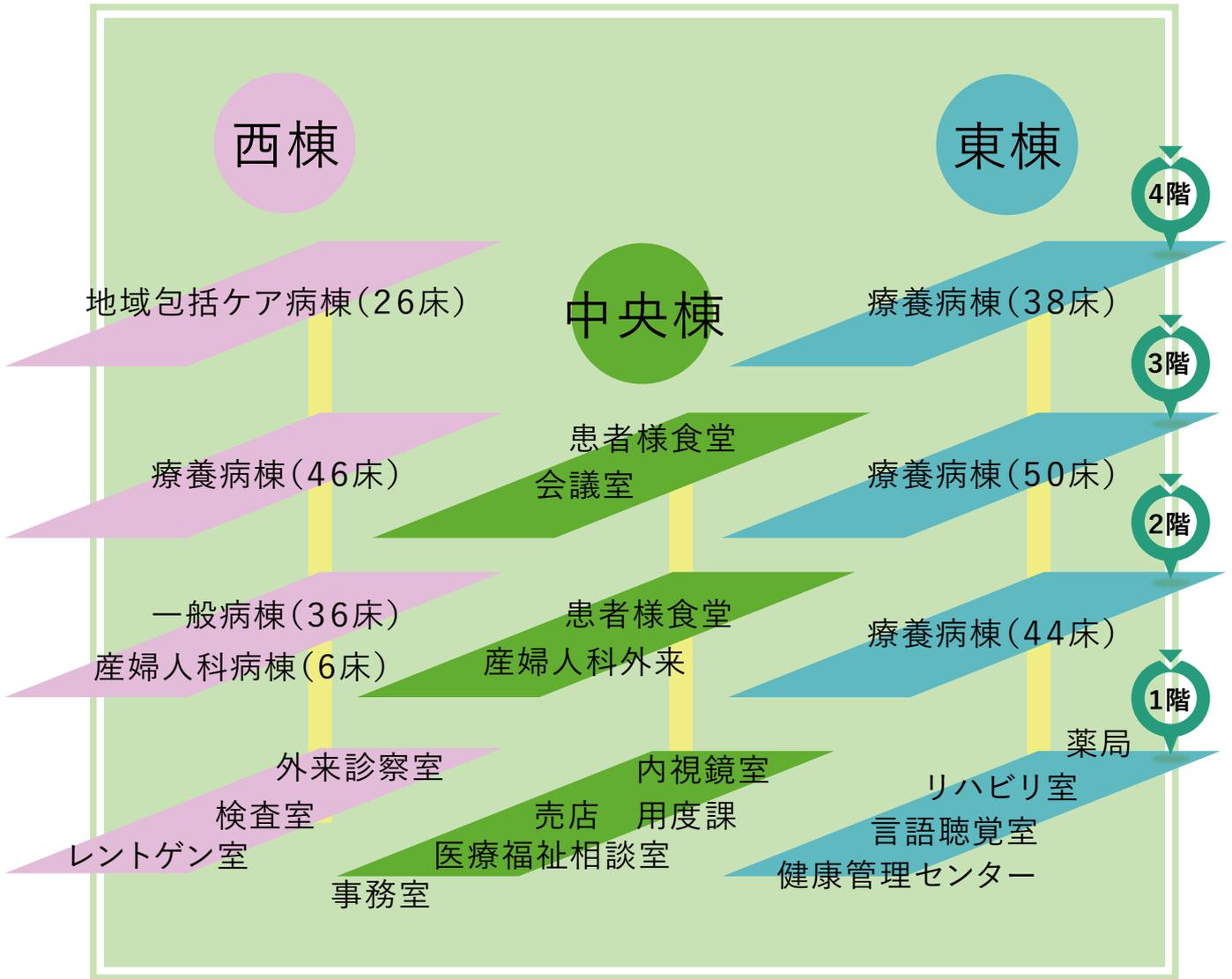
※長期該当とは・・・

限度額適用・標準負担減額認定証の中で低Ⅱ対象となる方が減額認定の資格を取得してから通算して90日以上入院された場合(過去1年以内の入院で介護病棟を除く)、長期該当となります。その場合改めて申請が必要になります。保険証・印鑑のほかに、お持ちの限度額適用・標準負担減額認定証と入院期間の確認できる領収書等もあわせて市町村役場で申請してください。

※入院の場合、認定証を医療機関に提示しなかった場合、医療機関では一部負担金44,400円の限度額で支払うことになります。差額分について高額療養費支給申請済みの場合は3～4ヶ月後頃に還付されます。食事代について医療機関に提示忘れをした場合は、1食あたり260円(又は460円)を負担していただき、差額分の還付はできませんのでご注意ください。

※外来の場合、認定証の提示は必要ありません。外来の医療費についても、高額療養費支給申請済みの場合は3～4ヶ月後頃に上限を超えてお支払いいただいた分は還付されます。

# 館内案内



## メモ

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



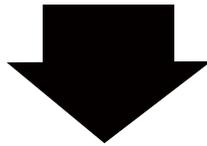


# 医療福祉相談室のご案内



## 医療福祉相談員とは・・・

健康な時にはなかったような心配事や、皆様の抱える様々な問題や悩みを、福祉の専門的な立場から解決の糸口を見出していきます。



## 一緒に考えましょう！

- ・障害者・高齢者に関するサービスを知りたい
- ・病院や福祉施設などの情報が知りたい
- ・自宅退院になったが、家族だけでは介護ができない
- ・医療費の支払いで困っている
- ・病院に対する苦情や不満 など

解決策として  
例えば・・・

- ※医療費負担を軽減する助成制度があります。
- ※生活を支援してくれる制度があります。

**医療福祉相談員にご相談下さい。**



### 医療福祉相談員

月～金 8:30～17:30  
 土 8:30～12:30  
 (日・祝日はお休みです)

ご相談の際は病棟スタッフまたは1階受付など院内スタッフへ声をお掛け下さい。

- ※ご相談内容や秘密は守ります。
- ※相談は無料です。

## 「患者さんの権利」に関する宣言

1. 良質な医療を等しく受ける権利
2. 診療に関する十分な説明を受ける権利
3. 人格や尊厳を重んじられる権利
4. 治療方針を幅広く選択できる権利
5. 診療に関するプライバシーを保護される権利

## 入院に関すること

入院時や療養の継続に際しては患者本人の意見を尊重します  
金銭や私物の自己管理を尊重します

## 人権に関すること

選挙権の行使の自由  
信教の自由  
年齢や障害に関係ない公平な医療を求めます

阿蘇温泉病院 医療福祉相談室

〒869-2301 熊本県阿蘇市内牧1153-1

電話：0967-32-0881

メール：social@asospahp.jp

阿蘇温泉病院

# 坂梨会グループ



病床数260床、  
阿蘇唯一の産婦人科も有する

**阿蘇温泉病院**  
0967-32-0881



阿蘇唯一の緩和ケア病棟  
夜間透析も可能な透析センター

**桃花水**  
0967-32-5250



要支援・要介護者を支援する  
介護老人保健施設(125床)

**愛・ライフ内牧**  
0967-32-5511



居宅介護支援・訪問介護  
訪問看護

**春草苑**  
0967-32-4021



働くお父さん・お母さんを応援  
事業所内託児所

**くるみ幼稚園**  
0967-32-1940



デイサービスセンター

**宝泉郷(1F)**  
0967-32-5488  
住宅型有料老人ホーム  
**みずあさぎ(2F)**  
0967-32-1523



当院の栄養士がプロデュースする  
ヘルシーレストラン

**グラシアス(桃花水1F)**  
0967-32-1951



食事・天然温泉付  
社会福祉法人 蘇峯会

**ケアハウス茶寿苑**  
0967-32-3955



大津町唯一の病院  
ありはなびよういんおおづ

**阿梨花病院大津**  
096-293-5000

## お問い合わせ

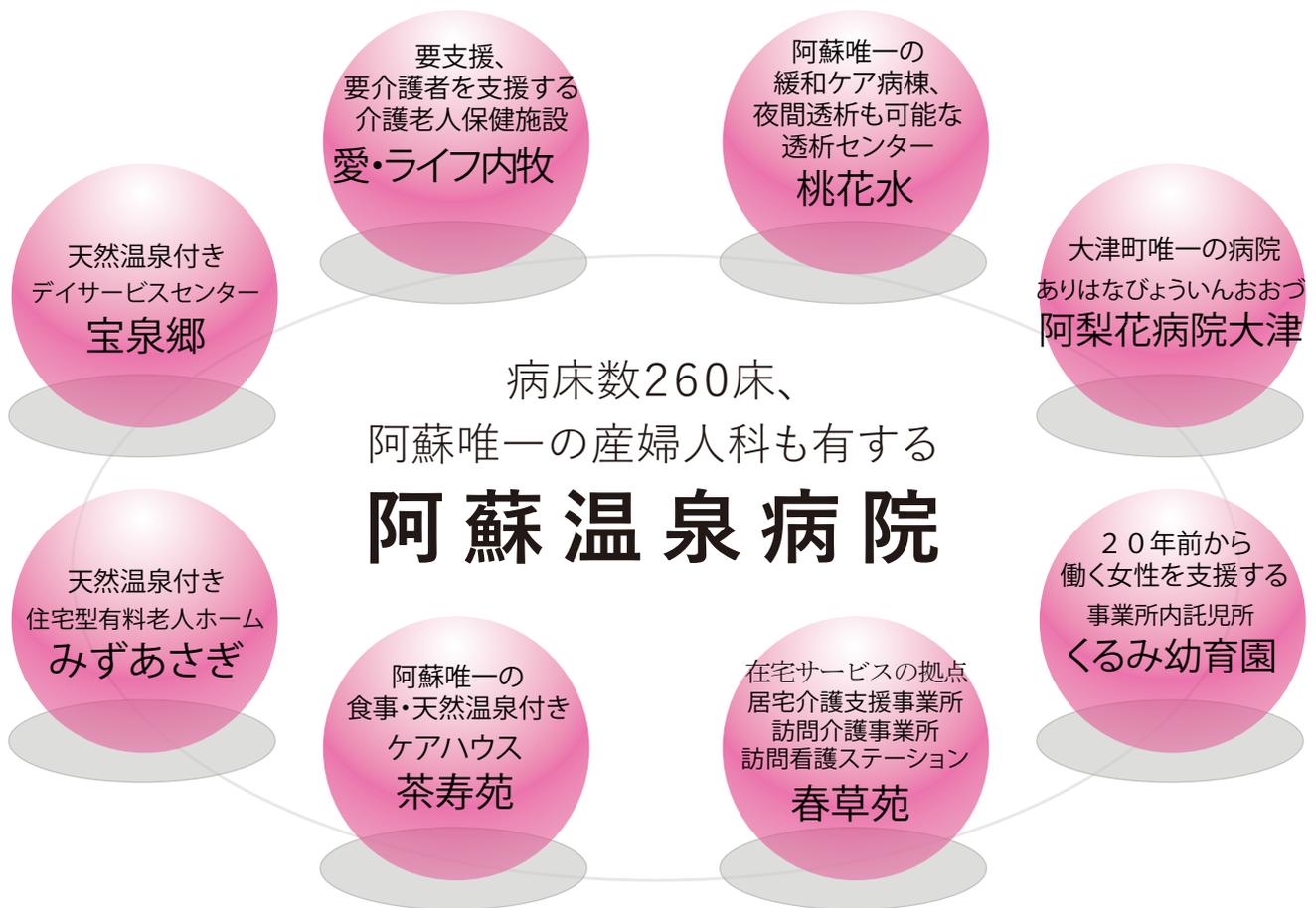
〒869-2301 熊本県阿蘇市内牧1153-1

TEL:0967-32-0881 FAX:0967-32-4462

メールアドレス(代表) asospahp@aso.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.asospahp.jp/>

阿蘇温泉病院



医療法人社団 **坂梨会グループ**



医療法人社団 坂梨会  
**阿蘇温泉病院**